

記入例

申請者) 記入用

1

2

健康保険 家族 出産育児一時金 支給申請書

被保険者(職員)分か、
家族分のどちらかに○をつけて
ください

| | | | | | | | | |
|--|----------------------------|--------------------------|----------------------|---------|-----------------------------|---|---|---------|
| 被 保 険 者 （ 申 請 者 ） 情 報 | 記号 | 9 9 9 | 番号 | 9 9 9 9 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 被保険者の (右づめ) | | | | <input type="checkbox"/> 昭和 | * | * | 1 1 1 1 |
| | 氏名 | (フリガナ) ケンポ タロウ | 被保険者(職員)の情報を記入してください | | | | | |
| | 住所 | (〒 422 - * * * *) | 静岡県 | 静岡市葵区 | 〇〇〇〇 | | | |
| 電話番号 (日中の連絡先) | TEL 090 (* * * * * * * *) | 日中連絡のとれる連絡先を 記入してください | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 本申請書の提出を事業主へ委任します。(委任する場合は☑) | | | | | | | | |

記号・番号は
①マイナポータル、②資格情報のお
知らせ、③資格確認書(健康保険証)
のいずれかでご確認ください。

事業所を経由して書類の
申請を行う場合、必ず
チェックを入れてください

！出産育児一時金の支給要件

- ・妊娠4カ月(85日)以上の分娩
- ※生産・死産問わず
- ・直接支払制度を利用した場合は申請の必要なし
差額が発生した場合は病院からの請求があった際に自動計算をし、
被保険者に差額分を支給します。

【申請に必要な書類】

- ①出産育児一時金支給申請書
- ②直接支払制度の利用にかかる合意文書の写し
- ③分娩費請求書の写し

※この申請書は、直接支払制度を利用していない場合に請求するためのものです。利用した場合は、申請する必要はありません。

「申請者・医師・市区町村長記入用」は2ページに続きます。>>>

- ・被保険者の記号番号を記入した場合は不要です
- ・マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です

被保険者のマイナンバー記載欄

受付日付印

社会保険労務士の
提出代行者名記載欄

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金 支給申請書

申請者・医師・市区町村長記入用

被保険者氏名 健保 太郎

被保険者(職員)分か、
家族分のどちらかに○をつけて
ください

申請内容

1 出産した者 1. 被保険者 2. 家族(被扶養者)

1-① 家族の場合はその方の 氏名 健保 花子 生年月日 昭和 平成 * * 年 0 2 月 2 3 日

2 出産した年月日 R * * 年 1 0 月 1 2 日

3 生産または死産の別 1. 生産 2. 死産 3. 生産・死産混在

3-① 「生産」の場合出生人数 1 人 3-② 「死産」の場合死産児数 人 3-②-(1) 「死産」の場合妊娠経過期間 満 週

4 出産した医療機関等 名称 安産病院 所在地 静岡市駿河区十十十

5 出産した方 ●被保険者 → 退職後6ヶ月以内の出産ですか。 1. はい 2. いいえ
●家 族 → 当組合に加入後6か月以内の出産ですか。

5-① 「はい」の場合、『保険者名』と『記号・番号』をご記入ください。
●被保険者 → 現在加入している保険者について
●家 族 → 当組合加入前に加入していた保険者について

5-①-(1) 同一の出産について、5-①の保険者より出産育児一時金を 2. 1. 受けた/受ける予定 2. 受けない

保険者名 駿河健康保険組合
記号・番号 012-34567

証明欄 (いずれかにご記入ください)

医師・助産師による証明の場合

出産者氏名 _____ 出産年月日 R _____

出生児の数 単胎 多胎

上記のとおり相違ないことを証明する。
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

市区町村長による証明の場合(生産のみ)

本籍 _____ 筆頭者氏名 _____

母の氏名 _____ 出生児氏名 _____ 出生年月日 R _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ないことを証明する。
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 市区町村長名 _____ (印)

退職後6か月以内の出産の場合、前加入先の健康保険組合に出産育児一時金の申請を行うこともできますが、その場合は当健保組合からは出産育児一時金の支給をすることができません。
※家族(被扶養者)の出産に対する家族出産育児一時金は退職後は支給されません